

学生支援緊急応援金のお知らせ

感染防止のため、郵送による申請にご協力ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に厳しい状況にある学生のみなさんを支援するため、善通寺市出身で学生支援緊急給付金を受給している方に対して、1人につき10万円を支給します。

支給対象者：大学等（大学院、大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校）で修学している方。ただし、高等専門学校の生徒については、4年生と5年生に限ります。

支給の要件：以下の要件を全て満たす方

- ①国の学生支援緊急給付金を受給していること。
- ②令和2年4月1日以前で、通算して3年以上善通寺市に住んでいる、または、住んでいたこと。
- ③支給対象者の養育者が、令和2年4月1日から申請日まで継続して善通寺市に住んでいること。

別紙の「学生支援緊急応援金交付申請書」に

1. 申請者の住所・氏名・生年月日・日中に連絡のとれる電話番号
2. 養育者の氏名・住所・申請者との続柄
3. 応援金の受取口座（申請者名義のもの）

を記入し、押印後、裏面に通帳またはキャッシュカードの写しを貼付して、添付書類（裏面参照）と一緒に下記送付先へ郵送してください。

※既に「奨学生応援金」や「ひとり親家庭学生応援金」の申請時に添付されている書類は、提出不要です。

申請期限：令和2年12月25日（金）

お問い合わせ・送付先
善通寺市役所 総務部政策課
〒765-8503 善通寺市文京町二丁目1-1
電話：0877-63-6303

添付書類について

学生支援緊急応援金交付申請書を送付いただく際には、以下の書類を添付してください。

必ず添付していただく書類	
1	<p>①申請者の住民票の写し</p> <p>②大学等に在学していることを証するもの</p> <p>③申請者名義の金融機関口座を確認できる書類</p> <p>④国の学生支援緊急給付金を受給していることを証するもの</p> <p>※「奨学生応援金」や「ひとり親家庭学生応援金」の申請時に添付されている場合は、①～③の提出は不要です。</p>
必要に応じて添付していただく書類	
2	<p>①申請者の住民票の除票</p> <p>②養育者の住民票の写し</p> <p>③養育関係についての申立書</p> <p>④その他市長が必要と認める書類</p> <p>※「奨学生応援金」や「ひとり親家庭学生応援金」の申請時に添付されている場合は、①～③の提出は不要です。</p>